

平成23年度 第4回石狩市都市計画審議会

会議日時：平成24年2月21日（火）午後2時00分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：堂柿会長、三津橋委員、景井委員、椎野委員、田中委員、伊関委員、伊藤委員
若林委員

事務局長：南建設水道部長

事務局：佐々木建築課長、岩崎建築課主査、武田建築課主任

説明員：清水計画担当参事、青木都市整備課長、岡田都市整備課主査

傍聴者：なし

<佐々木建築課長>

本日は大変お忙しい中、当審議会にご出席を戴きまして、誠にありがとうございます。
本日、瀬尾委員と渡辺委員より欠席の申し出がありましたのでご報告いたします。
それでは開会に先立ちまして、建設水道部長より諮問書をお渡し致します。

【南建設水道部長から会長へ諮問書の提出】

<佐々木建築課長>

建設水道部長からご挨拶させていただきます。

<建設水道部長（事務局長）>

本日は、大変お忙しい中、また、お足もとの悪い中、当審議会に出席を頂きまして誠にありがとうございます。

本来であれば副市長から諮問書をお渡しするところですが、急な公務が入りまして、誠に申し訳ございませんが、私が代理で諮問書をお渡ししたところであります。

本日の案件は、石狩市決定であります「都市計画公園の変更」及び「花川北地区 地区計画の変更」について、でございます。

「公園の変更」につきましては、隣接する未利用地に、イベント広場や高齢者向けベンチ等を設け、既存公園と一体的な整備を図ることで、利用者にとってより身近で新たな地域コミュニティの場所となる公園になるよう、花川北三角公園の区域を拡大するものであります。

また、「地区計画の変更」につきましては、公園に編入する区域を、地区計画で定める地区整備計画区域から除くための変更を行うものであります。

それぞれの案件につきましては、前回の審議会におきまして事前説明をいたしておりますが、今回正式に諮問させて頂く運びとなりましたので、ご審議のほど宜しく願います。

なお、前回同様、ご質問の内容によりましては、都市整備課の担当より回答させていただきますので、宜しくお願いいたします。

また、その他として、本日、『都市マスタープラン』及び『水とみどりの基本計画』に関して報告させていただきますが、このたび所管の変更がございました。建設水道部内の計画

担当に移り、事務を所掌することになりました担当を紹介します。計画担当参事の清水です。

< 計画担当参事 >

清水です。よろしくお願いいたします。

< 事務局長 >

諮問案件の審議終了後、計画担当参事の方から見直しの方針案について報告させていただきます。

また、前回の審議会において、「傍聴者からの感想・意見の提出」が無かった事をご報告いたします。

それでは会長、宜しくお願い致します。

< 堂柿会長 >

それでは、「平成 23 年度 第 4 回 石狩市都市計画審議会」を開催いたします。

本日の議題は、只今諮問書を受取りました、2つの石狩市決定案件でございます。

まず一点目が、「札幌圏都市計画公園の変更」、二点目が「札幌圏都市計画花川北地区地区計画の変更」となっております。

この2案件につきまして、関連性があるため、一括して事務局から説明を受けた後に審議に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

《 「異議なし」の声 》

それでは2つの諮問案件につきまして、一括して事務局から説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

< 佐々木建築課長 >

本日、一つ目の諮問案件は、昨年10月25日開催の「第3回都市計画審議会」で事前説明させていただいた石狩市決定となります「札幌圏都市計画公園の変更」に関する案件です。

こちらは市の行政区域の内、都市計画区域内を表した図面であります。石狩市役所がここになりまして、花川南地区、緑苑台地区、新港地区、本町八幡地区、中生振地区がそれぞれ位置しています。

住宅地である花川地区、緑苑台地区などは、多くを濃い緑色の第1種低層住居専用地域がほとんどであり、幹線道路沿いや、地区の拠点などには、商業系や沿道住居系の用途地域を指定しております。

また、新港地区は準工業、工業、工業専用地域など、工業系の3つの用途を指定しております。

なお、白地の中生振地区などは、1次産業の保護の観点も踏まえ、原則建物の建てられない市街化調整区域にしております。

今回変更する公園は、この赤丸で囲った箇所で、石狩市の住宅街の中心付近に位置しております。

こちらが新たに花川北三角公園に編入を予定している場所です。

編入予定地である花川北4条5丁目1番地は平成8年より石狩市土地開発公社が所有していましたが、平成23年10月より公園拡大のため石狩市の保有地となっております。

今回変更地があります花川北地区に関しての説明をさせていただきます。

花川北地区は、北海道住宅供給公社が、昭和48年から分譲を開始し、みどり豊かな、閑静な住宅街として発展してきました。

しかし、分譲後三十数年が経過し、旧石狩市域内においては、人口の減少と、高齢化が進んでいる地域です。

人口減少の要因としては、「職住近接」でない地域性もあり、子世代の独立による家族構成の変化や、高齢化の進行により、札幌などへの住替えが考えられます。

このグラフは、花川北地区の人口データです。平成18年～23年の、3月末の人口データとなっています。

人口の推移は平成18年には13,679人でしたが、年々減少し、平成23年3月末時点で、12,761人。

918人減少しております。

少子高齢化は石狩市全体でも大きな問題になっています。

こちらは一番下が今から10年前、下から2番目が今年の人口構造表です。こちらは旧石狩市の平成13年と23年の3月末のデータです。

左側から14歳以下の年少人口、真ん中が15～64歳以下の生産人口、右側が65歳以上の高齢人口です。

この10年で年少人口や生産人口が減少し高齢人口のみが増加しているのがわかります。

また一番上が平成23年の花川北地区、2番目が花川南地区の人口構造表となっています。

花川南地区や石狩市の平均から見ても花川北地区の高齢者人口は30%を超えており、非常に高齢化率が高いことがわかります。

このように石狩市において花川北地区は人口減少が激しく、また高齢化率が非常に高いという大きな課題がある地区です。

人口減少と高齢化が問題となっている花川北地区において平成20年2月29日付けで花川北地区がこれからも住みつけられる環境を作るため、容積率の緩和を行い2世帯住宅などの建築を可能とするよう都市計画を変更いたしました。

そこで、今回は地域の住民にとってより身近で新たな地域コミュニティの場所を創出するための手法の一つとして高齢者にも視点を置いた公園づくりを提案いたします。

具体的には現状の花川北三角公園0.25haに隣地の花川北4条5丁目1と歩行者専用道路の一部の合計0.23haを編入し、花川北三角公園として一体的に整備を進めます。

花川北三角公園の面積変更に伴い、新たに編入される土地に係る地区計画の制限を外す変更も同時に行います。こちらにつきましてはこの後の「札幌圏地区計画の変更」で諮問させていただきます。

近隣市民の要望をできる限り取り入れた公園にするため、今回の公園整備にあたり住民との意見交換会を何度か行いました。

その中で公園整備に関する要望がいくつかありました。

まず第一に、中央に広く多目的広場を設け、子供達のかけっこ遊びや、地域の催しに利用できるようにしたいと言うことで中央部分に広いスペースを設けてほしいということ。

2つめに、公園周辺には大きな樹木が多く生育しているので、公園内には中低木程度の樹

木を植栽してほしいということ

3つめに敷地南側にベンチを設置してほしい。

という要望がありました。

こちらが完成予定の公園です

まず、こちらが中央多目的広場です。

子ども達のかけっこ遊びや地域の催しとして使用しやすいように遊具やベンチや植栽などを行わず、大きな広場を設けることとしました。

そして2つ目に宅地のある北側には中低木程度の木を植栽する予定です。

この公園の西側には防風林がありますので、西側には植栽する予定はありません。また北側に植える木は日差しが遮られるのを防ぐため、中低木程度の木にする予定です。

そして、雨風を凌げる屋根つきの休憩施設の整備をするほか、水飲み場や照明灯を整備します。

また、黄色で囲みました既存公園側につきましても、老朽化したブランコ、照明灯は更新していく予定です。

健康運動を推進するための環境整備の一つとして、身近で気軽に楽しくウォーキングを行うため、北海道健康づくり財団が青い線で示した「紅葉山公園・遊歩道コース」を「すこやか認定ロード」として認定しています。

石狩市ではこの他、「浜益温泉コース」、「恋人の聖地あいロードコース」がすこやか認定ロードとして認定されています。

今回、都市計画変更する「花川北三角公園」はこちらの遊歩道コースの南側に位置しています。

そこで近隣住民だけでなく、遊歩道を利用する人にも使いやすいように公園にはフェンスを設けず、ベンチは遊歩道側に面した南側に設置します。さらにバリアフリーも意識し、公園と道路の段差もなくします。

また新しく設置するベンチはユニバーサルデザインを意識した背もたれやひじ掛けもついており、高齢者にとって利用しやすいものになっています。

こちらが完成予想図です。

住宅側には低いフェンスをもうけていますが、その他防風林や歩行者専用道路に面している方面はフェンスを設けない予定です。

中央部に大きく広場が設けられ、周りのウォーキングロードや防風林との連続性もある空間になっていると思います。

こちらの公園は平成24年度中に整備される予定です。

次に縦覧結果と今後のスケジュールに関して説明させていただきます。

石狩市決定となります都市計画公園の変更につきましては、前回の審議会と同時に市民参加手続き条例に基づき1カ月のパブリックコメントを行いました。そこで提出された意見はありませんでした。その後11月に北海道と事前協議を行い、北海道からは特に意見の無い旨の回答がありました。

1月には都市計画法第17条に基づきます案の縦覧を2週間行いましたが、提出された意見はありませんでした。

今後のスケジュールにつきましては、本日、本審議会で諮問し、答申をいただいた後、北海道と協議を行い3月に変更告示をおこなう予定であります。

引き続きまして、本日の諮問案件の2つ目に移ります。こちらに関しても昨年の10月

25日開催の「第3回都市計画審議会」で事前説明させていただいた石狩市決定の「札幌圏都市計画地区計画の変更（花川北地区）」に関する案件です。

まず、地区計画制度についての説明をさせていただきます。

地区計画とは、用途地域と併せて指定することによって、その地区の特性に応じ建てられる建物の種類や大きさなどを、きめ細かく決めることができます。

そのまちづくりのルールのことを、「地区計画」といいます。

「用途地域」と「地区計画」の関係についてご説明いたします。

一般的に、「地区計画」は「用途地域」の上乗せ規制として使われます。

花川北地区の戸建て住宅地を例に挙げますと、現在、用途地域上では、住宅、派出所、共同住宅などが建築できる場所となっております。しかし、共同住宅につきましては、地区計画という上乗せ規制をかけており、現在、3戸以上の共同住宅は建築できないなどのルールを設けています。

以上、地区計画とは、このような制度になっております。

今回の花川北地区地区計画の変更理由について説明致します。

札幌圏都市計画公園の変更の説明で花川北三角公園の隣地につきまして、都市計画決定し公園として編入し整備していく旨の説明をいたしました。

それに伴い都市計画決定した公園については地区計画を定めないということが都市計画法施行令第7条の4に定められています。

そこで、今回札幌圏都市計画公園の決定に伴い新たに都市計画決定され、公園に編入される土地につきまして、かかっている制限を解除するため、地区計画を変更致します。

こちらの色がついたところは花川北地区地区計画区域で地区計画により用途地域の上乗せ規制がかかっている地域です。

赤枠で囲みました花川北三角公園に編入を予定している地域では現状「花川北地区地区計画の低層専用住宅地区」の制限がかかるところですが、今回の都市計画公園の決定に伴いこの低層専用住宅地区から除外します。

最後に縦覧結果と今後のスケジュールに関して説明させていただきます。

石狩市決定となります札幌圏都市計画地区計画の変更につきましては、前回の審議会で事前説明をさせていただきますと同時に原案の縦覧を3週間行いました。そこで提出された意見はありませんでした。その後11月に北海道と事前協議を行い、北海道から特に意見の無い旨の回答がありました。

1月には都市計画法第17条に基づきます案の縦覧を2週間行いましたが、提出された意見はありませんでした。

今後のスケジュールにつきましては、本日、本審議会で諮問し、答申をいただいた後、北海道と協議を行い、3月に都計画公園の変更と同時に変更告示をおこなう予定であります。

私からは、以上です。

< 堂柿会長 >

はい。どうもありがとうございました。

3ページめのところにある、 の方は従来から都市公園であったのだけれど、 と を新たに都市計画公園として決定するということですね。

< 佐々木課長 >

はい。

< 堂柿会長 >

都市計画決定する時にこちらは街区公園と書いてありますけれど、地区公園にするか街区公園にするかというのも都市計画決定の中に入るのですか。それとも都市公園でどういう種類になるかというのは都市計画決定には関係ないのですか。街区公園として都市計画決定する訳ではないですよ。

< 青木課長 >

従来、街区公園という都市計画決定が定められていまして、今回は面積を広げる変更をするということで、従来の街区公園のままの変更ということになります。

< 堂柿会長 >

一般論的な話なのですが、街区公園、地区公園、近隣公園があって、その名前で都市計画決定をする訳ではないのですよね。

< 清水参事 >

都市計画決定をする時に公園番号がつきまして、その時に種別が決まります。

< 堂柿会長 >

同時に都市計画決定されるということですか。

< 清水参事 >

はい。この公園についてはすでに街区公園としての番号がついていて、2ページめに番号がございます。この番号で街区公園というのがすぐ分かるということです。

< 堂柿会長 >

分かりやすいように今回イメージ図や平面計画図をつけていただきましたけれど、公園をどう造作するかというのは諮問案件ではないですよ。

< 佐々木課長 >

はい。公園の作り方自体を諮問するわけではないです。

< 堂柿会長 >

分かりやすくなるように添付していただいたということですね。

< 佐々木課長 >

このようなイメージのものができますよということです。

< 堂柿会長 >

わかりました。それではご意見、ご質問お願いします。

前回は公園の造作のことについてご意見、ご質問が少しありましたですね。

< 椎野委員 >

今回、新しく拡張されることとなった広場の仕上げというか舗装はどのようなものでしょうか

< 青木課長 >

ダスト舗装で考えています。

< 椎野委員 >

既存の部分は

< 青木課長 >

既存もダスト舗装です。

< 堂柿会長 >

はいどうぞ

< 伊関委員 >

資料でフェンスをつけるとありましたが、今までの三角公園はフェンスがあったのですか。

< 青木課長 >

この図面で言いますと4ページ目の図で黄色い線が縦に入っているかと思えますけれどもこのラインにフェンスがありました。

広場が一体化となる黄色い線の一部を、撤去しまして北西側の方に一部移設をいたしましてそこに再設置する形を考えています。

< 伊関委員 >

今は除雪で公園に雪は入れないと思いますが、フェンスをはったらどうかと思ったのですけれども

< 青木課長 >

3 m程度の通路の部分は当然空いていますので、多少の部分は可能かと思えます。

< 堂柿会長 >

よろしいですか。それではこの二つの諮問につきましてはご意見、ご質問承ったということで「妥当である」と答申させていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか

<堂柿会長>

それではそのように答申いたします。文案については、私に一任させていただきたいのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の「その他」について、事務局からご説明お願い致します。

<清水参事>

それでは、私の方から「その他」の説明をさせていただきます。冒頭で事務局長の南の方から私の紹介をしていただきましたけれども、この1月にこの業務を仰せつかりました。タイトルにありますように「石狩市都市マスタープラン」と「石狩市水とみどりの基本計画」、この二つの計画を所管することとなりました。タイトルにありますように「中間見直しの取組方針について」ということで本日はこの二つの計画を中間見直しするにあたってこのように取り進めたいのだということを、みなさんにご説明して概ねの了解をいただきたいというのが趣旨でございます。

まず2ページ目をご覧くださいと存じます。このフロー図のタイトルを見ていただきますと3計画という言い方をしております。実は、先ほど説明しました二つの計画以外にも一つ上段の左側にあります「石狩市環境基本計画」というのがございます。この「環境基本計画」を合わせた3つを3計画というふうに言っております。次、2段目の四角のところを見ていただきたいと存じます。平成13年の10月にこの3つの計画を同時に策定いたしました。この3つを同時に策定するという取り組みは全国で初だったのではないかと思いますし、今現在もそのような取り組みをしているまちはないのではないかと存じます。たまたまですがこの平成13年10月の3年前から取り組み、延べ3年間で作った計画なのですけれど、その当時私も都市計画課にありましてこの計画に携わっております。そういった意味ではこれから説明する市民参加の部分が非常にポイントとなっております。この3つの計画を策定した理由ですけれども、ともに「環境」というキーワードに共通点がございます。そういった意味で3つの計画を作るにあたりまして、市民の方たち同時に検討していただくというのが趣旨でございました。

また、3つの計画を同時に作ることで同じベクトルの考え方に基づいた計画がつくられるということを期待致しました。平成13年10月策定というところの「原案作成」の所を見ていただきたいと思います。その中でいろいろな市民参加の取組をしております。特に注目していただきたいのは「市民協議会(13回)」というのがございます。それとその後最後に「計画ワーキング(10回)」というのがあります。最初に「市民協議会(13回)」でございますけれど、これはワークショップ方式で13回という形になっています。1回のワークショップで、1テーブル8人から10人、それが5テーブルから6テーブルくらいありましたので1回に40~50人の市民の方が集まりました。およそ2年間で13回やっているいろいろな意見を出していただきました。そして様々なそこにかいております意見交換会を地区で行い、また団体の方から意見をいただいた中で、意見を取りまとめる作業を「計画ワーキング(10回)」で市民の方たちが原案作りにも参加しました。これも非常に画期的なことだったと思います。そのすぐ右側に参加者総数がありますが、延べにして千名を超えています。市民参加の期間は2年でした。この2年間で議論されたことがこの見直しの中でどう生かしていくかがポイントになると考えています。時代背景だとか、考えた時のベクトルがどうなのかというのが後ほど重要になってくると考えています。

次に三段目の所を見ていただきたいと思います。「平成20年4月一部見直し」ということ

で、この3つの計画のうち「都市マスタープラン」、一般的には「都市計画マスタープラン」と言っていますが石狩市では「都市マスタープラン」ということで、一度見直しをかけております。この見直しにつきましては、ちょうどこのタイミングというか、少し前の平成17年に厚田村、浜益村と旧石狩市が合併しまして、その際に「将来の人口をどうするのか」「人口目標をどうするのか」という時に「人口目標を定めない」というふうに決めまして総合計画も策定されました。ということから都市マスタープランにおいても人口フレームは非常に重要な要素となりますことから、それを反映させるために一度平成20年4月に都市マスタープランが先行して見直ししております。

次に三段目です。平成23年3月、ここでは環境基本計画を全面的に見直ししております。昨年の3月です。これは今回私が説明する2つの計画とは同じ基本計画位置付けの中でも若干違う要素がございます、環境の方には黒丸で書いております「地球温暖化対策」に関する基本計画ですとか「一般廃棄物」に関する基本計画ですとかいったものが別個制定されております。それは平成13年10月環境基本計画の策定後にそういった計画が適宜策定されました。そういった計画を環境基本計画に反映させなければならないといった事態が生じていたということと、これから説明する2つの計画とは若干違うのは数値目標が相当細かく定められていることがございまして、かつて3計画同時に定めた時のようなやり方では難しいということがございまして、環境基本計画の方が昨年先行して、大改訂したところでございます。

最後の段になりますけれども、今回の見直しにあたってこの二つの計画をどうするのかという話になりますけれども、先ほど最初に申し上げましたように市民参加の考え方、検討された時代背景を考えた時に、平成13年はすでにバブルが崩壊してデフレ状態が10年近く続いている状況です。今の時代よりはまだ良かったですが、同じような空気感があつた中で、市民の方の意見は拡大基調からより足元を見た取り組みをすべきではないかということで、今、さかんに都市計画の分野で言われておりますコンパクトシティー的な意見が相当出されていたと記憶しております。

また、その中で石狩市が平成13年から市民協働を非常に重要視していたことから、市民みんなでまちづくりをしようという機運がありました。そういった意味で今現在ある「都市マスタープラン」と「水と緑の基本計画」の市民の方々が提案した、様々な意見や施策については、今の時代にも非常に通ずるのではないかと考えておりました、これらを充分活かした上での見直しをすべきではないかということで考えています。そういった意味で原案作成を誰がするかということで、事務局というふうに書いています。ということは新たに市民参加的な動きを大々的に打つのではなく、平成13年10月に千人の方が関わった思いを引き続き大事にしていきたいという考えです。ですから現時点においてどうしても修正しなければいけない部分に絞って見直しを進めたいと考えております。

次にひとつページを戻っていただきまして1ページめをご覧いただきたいと思います。今大まかな概要について説明致しましたけれど、それを文章にしたものです。

目的は「本市の諸計画やその他の上位計画、さらには現時点における本市のまちづくりとの整合を図る」ことによって都市マスについては「適切な都市整備と環境保全の取り組み」を実施していけるように、緑マスについては「適切な緑地の保全と緑化の推進」を引き続き実施していけるようにすることを目的としたいと考えています。

見直しにあたっての基本的な考え方ですけれど、今も申し上げましたけれど、4つポイ

ントがございます。

1 つめは関連する上位計画等と整合性を図りながら見直しをします。

2 番目は先ほど申し上げましたように千名を超える市民参加の意見・提案については現在少子高齢化社会における課題への対応方針あるいは将来のまちづくりのあるべき方向性につきましては、今日、ほぼ一致して推移していると思われることから、策定時の市民の思いを引き続き尊重して取り進めたいと考えています。

3 つめ、実はこれが今回の見直しにおけるポイントと考えています。この2つの計画につきましては法律の位置付けとしては都市計画区域について定めるというのが原則となっています。そうなりますと先ほど諮問案件にありました、最初の図面のエリアのみの計画というのがこの二つの位置付けとなります。

しかしながら先ほど申しましたように平成17年に旧厚田村、旧浜益村の二つと合併したことで石狩市の行政区域の面積は6倍になっています。この状況を見た時に、都市計画区域だけの視点で物事を考えると、やはりまちづくり全体のベクトルがずれてしまう可能性もあるということもございますことから、先ほど市民の方の意見を尊重しつつ、さらに厚田村、浜益村を含めた全市域から全市を見渡して、それぞれの都市整備あるいは緑地の考え方を絞り込んでいった方が、よりまちづくり全体の意見が適切に反映されるのではないかと考えております。今回の見直しにあたりましてはゾーンのなかで完全に取り込むと言うのは正直言って計画の法的な位置付けから言って難しい部分もありますので、できるだけ文章等でうまく表現をすることと、考えるに当たっては、今申しあげましたように、全市的な視点で考えながら都市計画区域の部分、厚田区、浜益区をどうするのかということを手く表現できればいいなと考えています。

最後の部分でございますけれど、今回の中間見直しではそれぞれの計画が20年計画として将来ビジョンをうたっています。その中間年ということで、市民の方たちの思いをここで「もう実現無理なんだ」ということは言わないで、まだ10年弱ありますので、そういった思いを諦めず実現する気概を持ちつつ、そうはいっても難しい部分については多少言葉のトーンを落とす程度にして、完璧に計画から施策を削除していくということは今回の見直しの中では控えたいなと考えています。

この見直しの時期についてですが、24年度いっぱいをかけて平成25年3月に決定したいと考えています。この「1年間をかけて」という趣旨でございますけれど、石狩市はちょうど防災計画の見直しをしておりますので、実は24年度いっぱいでは完成に至らないと所管からは聞いておりますけれど、地区に入って意見交換の部分でその地区にあった施策なり方向性というのが24年度中にはでてくるのではないかと聞いております。

来年度一杯という決定の時期を踏まえますと、或る程度、防災計画の内容を都市マスタープランや水と緑の基本計画に反映していけるのではないかと思いますので、平成25年3月に変更したいと考えています。目標年でございますけれど、引き続き残り10年となりますが平成32年を目標年としたいと思っております。私のほうからは以上でございます。

< 堂柿会長 >

はい。ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありましたが、この案件につきましては、次回以降に事務局から詳しい見直し内容が示されるということでよろしいですね。

<事務局>

そうです。

<堂柿会長>

ただいま報告のありました「都市マスタープラン」及び「水とみどりの基本計画」の中間見直しの取組方針に関する事で、何かご質問等ございますか。

<伊藤委員>

今、都市計画区域が原則であるといいつつも環境保全、または緑地保全、緑化推進の観点から全市を対象に考えて計画を見直していきたいと申されましたけれど、森林整備計画等も今立ち上げされようとしている段階です。そちらとの整合性は全く違う観点となるのかそれとも全体的に関連性があるのでしょうか。

<清水参事>

それは密接に関連性があると思います。今までは重複するエリア、都市計画区域についてはまさに内容を反映するというか、方向性は明確には書いていませんが、整合性をとる表現になっているかと思います。厚田区、浜益区についても書きこみたいというものの中には森林整備計画等の思想をできるだけ盛り込む形が望ましいかと思っています。環境基本計画の方は都市計画区域限定版ではなく、行政区域全体ですので、そういった意味からもこれから見直しをかける都市マスタープラン、水と緑の基本計画についても、その先発として大改訂した環境基本計画の思想もうまく取り入れながらという形になるうかと思えます。

<伊藤委員>

わかりました。

<田中委員>

厚田区、浜益区の部分も取り入れていただくというのは、とてもやっていただきたいことだと思って聞いていました。

「できるだけ記述を盛り込む予定です」ということはおっしゃられたのですが、市民参加をやらないということで、その当時、その地域は市民として参加していない訳ですね。だからその人たちの声というか思いと言うのは聞きとれていないわけですね。

出来る限り記述には盛り込むと思うのですが、何らかの手段で厚田区、浜益区の住民の意見を聞きとるといのが必要になってくると思ったのですが。その辺りはどのように考えていますか。

<清水参事>

言葉足らずになってしまいましたが、市民参加を一切とらないと言うことではなく、ワークショップ方式の様な白いキャンパスに何かいろいろなものを提案してくださいというやり方はとらないつもりですが、これまで、総合計画もそうですが様々な計画を作る段にあたって厚田、浜益に説明会に行ったり意見交換をしている中で、まちづくりの方向性というのは出ているかと思えます。そういったものが市の中にあるいろいろな計画に反映さ

れていると思いますので、今まで都市マスのエリアから外れていることで記載されていなかった部分を上手く引き継いで書き込むということができるかなと思っています。それと当然1カ月の市民からご意見をいただく機会を設けたいと思っていますので、新たな課題についても提案できる機会は担保されていると思っています。

< 田中委員 >

できるかぎりやっていただきたいと思います。

< 清水参事 >

はい

< 堂柿会長 >

その他ございませんか。

『意見無しの声』

< 堂柿会長 >

それでは、最後に今回の議事録の「確認・確定」については、会長の私と景井委員で行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは予定より少し早く終わりましたけれども、ご審議いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

平成24年 3月19日議事録確認

石狩市都市計画審議会

会 長 堂 柿 栄 輔

委 員 景 井 新 一